

まちの話題

寄付

・匿名希望 様(朝日町出身) 1,000,000円

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、生活が困窮する子育て世帯への支援策にご寄付いただきました。

成人式

1月10日(日)朝日町体育館で令和3年成人式が開催されました。会場はきらびやかに着飾った晴着や、凛々しいスーツ姿の新成人で華やかな雰囲気になっていました。

式典では矢野町長より祝福と励ましの言葉が贈られたあと、新成人代表の林実侑さんが成人としての抱負と決意を述べられました。

今年は男性60名、女性54名の合計114名が成人を迎えられました。



(式典の様子)



(記念品授与)

公職関係者退職表彰

1月10日(日)成人式において公職関係者退職表彰が行われました。

前朝日町農業委員会委員の林克幸様、前朝日町固定資産評価審査委員会委員の小林恒一様が、多年にわたり町行政の発展伸長に寄与された功績により表彰を受けられました。



林 克幸 様



小林 恒一 様

なんでも掲示板



春の火災予防運動 3月1日～7日 その火事を 防ぐあなたに 金メダル

●火災の発生状況

令和2年中の四日市市、朝日町、川越町で発生した火災は90件です。このうち建物火災が50件で、主な出火原因は、放火(疑い含む)、たき火、たばこになります。

●住宅防火 いのちを守る 7つのポイント

《3つの習慣》

- ①寝たばこは、絶対やめる。
- ②ストーブは、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- ③ガスこんろなどのそばを離れるときは、必ず火を消す。

《4つの対策》

- ①逃げ遅れを防ぐために、住宅用火災警報器を設置する。
- ②寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する。
- ③火災を小さいうちに消すために、住宅用消火器などを設置する。

④お年寄りや身体の不自由な人を守るために、隣近所の協力体制をつくる。

●四日市市消防本部公式チャンネル

当消防本部ではホームページ内にYouTubeチャンネルを開設し、様々な広報用動画を配信しています。現在、消火器の取扱いをはじめ、消防用設備の取扱い動画を配信しております。コロナ禍で集まったの訓練が困難であるため、広報用動画を参考にして下さい。

【<https://www.youtube.com/channel/UCamPmfatdFCPIONeodrjJmw>】



四日市市消防本部
公式チャンネル

■問い合わせ先

四日市市消防本部予防保安課
(TEL 356-2010、FAX 356-2041)

◆三重県最低賃金が改定されました

三重県最低賃金は、令和2年10月1日から時額874円になりました。

この最低賃金は、年齢・雇用形態(パート・アルバイトなど)を問わず、三重県内で働く全ての労働者に適用されます。

なお、特定の産業に該当する事業場で働く労働者に適用される特定(産業別)最低賃金が、令和2年12月21日から次のとおり改定されました。

| | | | |
|-------------------|---------|-------------------|---------|
| 三重県ガラス・同製品製造業最低賃金 | 時額 901円 | 三重県電気機械器具製造業最低賃金 | 時額 906円 |
| 三重県電線・ケーブル製造業最低賃金 | 時額 921円 | 三重県輸送用機械器具製造業最低賃金 | 時額 942円 |

最低賃金の引き上げに対応して、中小企業支援のための業務改善助成金制度等のワンストップ無料相談窓口(0120-111-417)を設けていますので、是非ご利用ください。

問い合わせ先 三重県労働局賃金室 TEL 059-226-2108

3月1日から障がい者の法定雇用率が引き上げになります

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります(障害者雇用率制度)。この法定雇用率が、3月1日から以下のように変わります。

法定雇用率について

| 事業主区分 | 現行 | 3月1日以降 |
|-------------|--------|--------|
| 民間企業 | 2.2% ⇒ | 2.3% |
| 国、地方公共団体等 | 2.5% ⇒ | 2.6% |
| 都道府県等の教育委員会 | 2.4% ⇒ | 2.5% |

対象となる事業主の範囲 従業員43.5人以上に広がります。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障がい者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員45.5人以上から43.5人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- 毎年6月1日時点の「障害者雇用状況」をハローワークに報告しなければなりません。
- 障がい者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

問い合わせ先 ハローワーク桑名 TEL 0594-22-5141

お詫びと訂正

広報あさひ1月号16ページに記載の「四日市都市計画川原工業地区地区計画案を縦覧します」に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正いたします。

○訂正内容 【誤】意見書提出期限 2月18日(木) 【正】意見書提出期限 2月17日(水)